

八雲町（八雲地域）における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

令和8年3月2日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可にあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

2 新規許可の取り扱い

当町における一時多発性一般廃棄物収集運搬業にかかる許可件数が近隣自治体に比べ少ない状況にあることから、令和8年度に限り一時多発性廃棄物の収集運搬許可事業者を公募することといたします。なお、公募終了後の再募集は原則行わないこととします。

3 一般廃棄物収集運搬業の新規許可について

一般廃棄物収集運搬業の新たな許可については、上記2の範囲において行うものとし、八雲町に事業所の本店を置いている法人または八雲町民に限定し、かつ許可の期間中引き続き町内に住所を有する者に限定して行うこととする。

4 一般廃棄物収集運搬業の更新許可について

一般廃棄物収集運搬業の許可については、町による一般廃棄物の収集運搬が困難である場合に許可するものであることから、更新許可処分にあたっては、収集運搬実績がないか著しく少ない場合は、更新許可をしないこととする。

5 その他

新規許可に係る要項、許可申請書類等は別に定めるものとする。

この基本方針は、一般廃棄物の排出量等の状況、法令等の改正等により、必要に応じて改正するものとする。